

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成18年10月6日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：17件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	2号機	主タービン蒸気加減弁（No. 3・4）の目視点検時、スイッチボックスのプッシュロッドに摩耗が認められたため、当該部を修理	D	
2	2号機	低圧タービン（A・B）10段上下半ノズル水平面他浸透探傷試験等検査時、ノズル水平合わせ面及びノズル板に線状指示模様他が認められたため、当該部を溶接補修	D	
3	2号機	主復水器細管洗浄装置ボール捕集器の点検時、ディスタンスピースに欠損（計25箇所）他が認められたため、当該部を修理	D	
4	2号機	タービン湿水分離器（No. 3）の点検時、マンホールシート面（本体側）の傷の進行が認められたため、溶接補修	D	
5	2号機	復水器水面計（ホットウェルA-1下部取出弁）において、弁体ガイド部に浸食が認められたため、当該部を交換	D	
6	2号機	廃液収集ポンプ吐出圧力指示スイッチにおいて、指示不良（ダウンスケール）及び電線管フレキシブルチューブの接続部に破損が認められたため、当該スイッチ他を点検・修理	D	
7	2号機	タービン駆動原子炉給水ポンプ（A・B）車室において、グラウンドシール部に浸食が認められたため、当該部を溶接補修	D	
8	2号機	供用期間中検査中の炉心スプレイ系において、検査対象弁のボルトナットの照合に誤りが認められたため、対応検討	C	
9	3号機	計算機において、プリントサーバー伝送異常が認められたため、点検・修理	D	
10	4号機	タービンバイパス弁（No. 1）において、タービン停止後、グラウンド部にリーク（鉛筆芯1本程度）が認められたため、グラウンド部を点検・調整	D	
11	5号機	計器設定に関する確認において、可燃性ガス濃度制御系温度・圧力検出器の計器仕様表に、誤記が認められたため、対応検討	C	
12	5号機	原子炉停止余裕検査において、妥当性確認対象計器リストに誤記が認められたため、誤記を訂正及び注意を喚起	D	
13	5号機	炉心スプレイ系での補正ヘッド値の相違記載間違いの不適合対策処置終了後、システム上の完了報告の作成・承認を得る前に校正作業を実施してしまったため、注意を喚起	対象外	
14	5号機	環境集積線量測定用TLB素子の定期点検時、校正基準値外れ（1個）が認められたため、対応検討	D	
15	集中環境施設	集中監視制御盤監視用モニタにおいて、冷却ファンに異音が認められたため、当該ファンを点検・修理	D	
16	集中環境施設	高温焼却炉設備グラニューールコンベア出口ラインにおいて、詰まりが認められたため、当該部を点検・清掃	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
17	その他	キャスク保管建屋において、中型乾式キャスクに2系統ある一次蓋と二次蓋の蓋間圧力測定系の1系統（108A-2）に指示不良（ダウンスケール）が認められたため、点検・校正	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画外の原子炉停止</li> <li>・ 発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・ 非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・ 火災の発生 など</li> </ul>
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合）</li> <li>・ 管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい</li> <li>・ 原子炉等への異物の混入 など</li> </ul>
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・ 主要パラメータの緩やかな変化</li> <li>・ 人の負傷または病気の発生 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日常小修理 など</li> </ul>

＜原子力発電所における不適合事象の是正管理＞

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象  
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象  
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象  
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

＜注 意＞

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで